

第 9 6 号議案

長岡京市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の
一部改正について

長岡京市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 4 0 年長
岡京市条例第 1 1 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 4 年 1 2 月 5 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

災害が多発化・激甚化する中、消防団員の負担が増加していることを踏ま
え、「消防団員の処遇等に関する検討会」最終報告書に基づき、報酬等の基準
が示されたことから、消防団員の処遇改善及び地域の防災力の充実を図るた
め、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
 長岡京市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和40年長岡京市条例
 第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第4条 【略】 <u>（休団）</u> 第4条の2 団員は、やむを得ず消防団活動に従事することができない場合は、3年を超えない範囲で、団員の身分を有したまま職務を休止（以下「休団」という。）をすることができる。</p> <p>2 団員が休団しようとするとき又は休団している団員が職務に復帰しようとするときは、あらかじめ任命権者の承認を受けなければならない。</p> <p>3 休団している団員には、休団の期間中、報酬を支給しない。</p> <p><u>（退職）</u> 第4条の3 団員は、退職しようとする場合は、あらかじめ文書をもつて任命権者に願い出て、その許可を受けなければならない。</p> <p>（分限） 第5条 【略】 2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときはその身分を失う。 (1) 第4条第3号を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。 (2) 【略】</p> <p><u>（懲戒）</u> 第6条 【略】 <u>（服務規律）</u> 第8条 団員は、団長の招集によつて出勤し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であつても、<u>災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）</u>の発生を知つたときは、あらかじめ</p>	<p>第4条 【略】</p> <p>【加える】</p> <p>【加える】</p> <p>（分限） 第5条 【略】 2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときはその身分を失う。 (1) <u>前条第3号</u>を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。 (2) 【略】</p> <p>【加える】 第6条 【略】 【加える】 第8条 団員は、団長の招集によつて出勤し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であつても、<u>水火災その他の災害</u>の発生を知つたときは、あらかじめ指定するところに<u>従い直ちに</u>出</p>

改正後	改正前
<p>め指定するところから従い直ちに<u>出勤し、職務に従事しなければならない。</u></p> <p>第10条 団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。</p> <p><u>(報酬)</u></p> <p>第12条 団員の報酬は、年額報酬及び出勤報酬とする。</p> <p>2 団員には、次により年額報酬を支給する。ただし、<u>団員となつた当月分から支給し、退職又は失職の月の当月分まで支給する。</u></p> <p>団長 年額 <u>142,500円</u> 副団長 年額 <u>99,000円</u> 分団長 年額 <u>70,500円</u> 副分団長 年額 <u>45,500円</u> 班長 年額 <u>37,000円</u> 団員 年額 <u>36,500円</u></p> <p>3 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、<u>次により出勤報酬を支給する。</u></p> <p>災害の場合 1日につき <u>8,000円以内</u> 警戒の場合 1日につき <u>4,000円以内</u> 訓練の場合 1日につき <u>4,000円以内</u></p> <p><u>(費用弁償)</u></p> <p>第13条 団員が公務のため旅行した場合</p>	<p><u>勤し、職務に従事しなければならない。</u></p> <p>第10条 団員は、職務上知りえた秘密を他に<u>もらしてはならない。</u></p> <p><u>(報酬)</u></p> <p>第12条 団員には、<u>次の報酬を支給する。ただし、団員となつた当月分から支給し、退職又は失職の月の当月分まで支給する。</u></p> <p>団長 年額 <u>218,000円</u> 副団長 年額 <u>172,000円</u> 分団長 年額 <u>120,000円</u> 副分団長 年額 <u>84,000円</u> 班長 年額 <u>73,000円</u> 団員 年額 <u>54,000円</u></p> <p><u>(費用弁償)</u></p> <p>第13条 団員が、<u>水火災、警戒、訓練等</u></p>

改正後	改正前
<p><u>の費用弁償は、職員等の旅費に関する条例（昭和32年長岡京市条例第9号）の例により支給する。</u></p> <p>【削る】</p> <p>2 【略 項の繰上げ】</p> <p>【削る】</p> <p>第15条 【略 条の繰上げ】</p>	<p><u>の職務に従事する場合には、次により費用弁償を支給する。</u></p> <p>水火災の場合 1回につき 3,000円以内</p> <p>警戒の場合 1回につき 3,000円以内</p> <p>訓練の場合 1回につき 2,000円以内</p> <p>賄費用 1回につき 1,000円以内 (ただし、必要とするとき)</p> <p>2 前項の場合を除き、団員が公務のため旅行した場合の費用弁償は、職員等の旅費に関する条例（昭和32年条例第9号）により支給する。</p> <p>3 【略】 (退職)</p> <p>第15条 団員は、退職しようとする場合は、あらかじめ文書をもつて任命権者に願出、その許可を受けなければならない。</p> <p>第16条 【略】</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。